



令和5年6月12日

市政記者 様

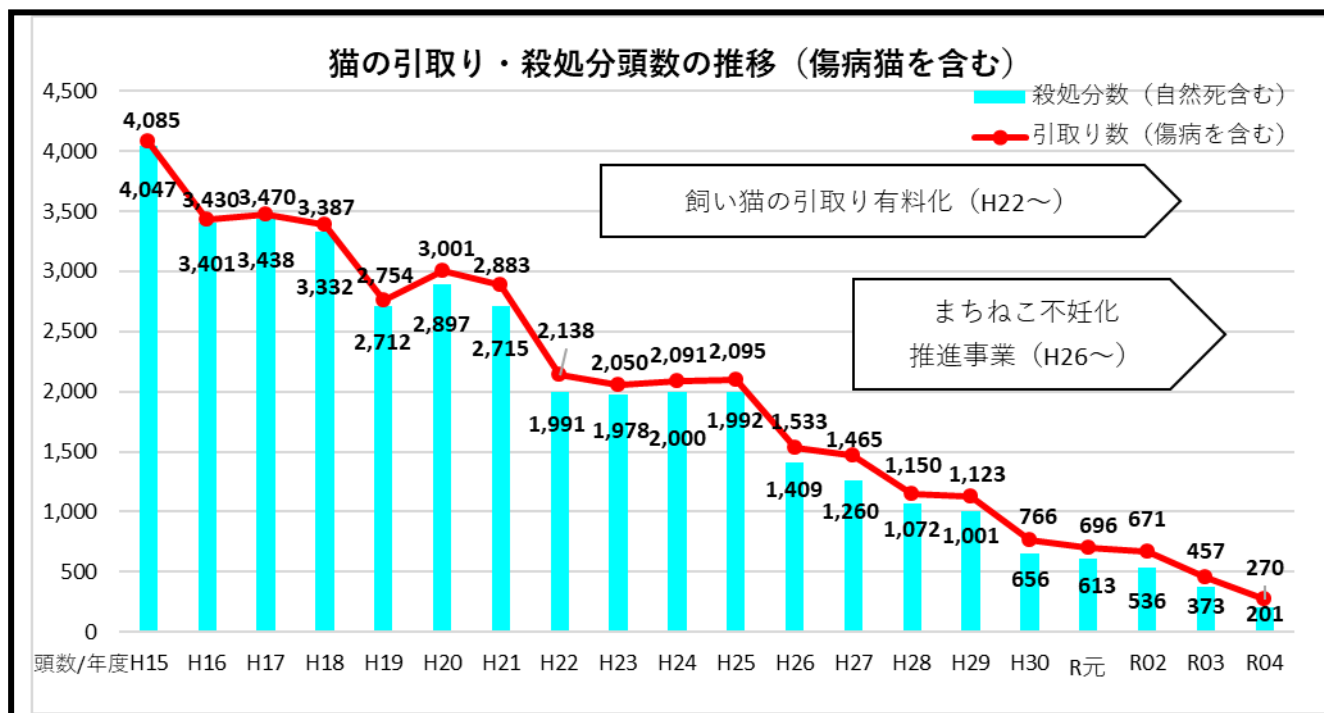
## 令和4年度における猫の引取り数 及び殺処分数について

長崎市では、猫の引取り数及び殺処分数の減少に向け、飼い主等への指導や啓発、広報誌等による適正飼養の周知、譲渡会及び動物愛護週間におけるイベントの開催、野良猫の不妊化手術費用の助成等に、長崎県獣医師会長崎支部及び市内の動物愛護ボランティア団体と協働して取り組んでいます。

長崎県が令和11年度までの動物の殺処分ゼロを目標とする中、長崎市においても早期の殺処分ゼロに向け、様々な取組みを進めているところです。

そのような中、令和4年度において、猫の引取り数が270頭(前年度から187頭の減少)、殺処分数が201頭(前年度から172頭の減少)であったことを報告いたします。

今後とも、長崎県獣医師会長崎支部及び市内の動物愛護ボランティア団体と連携を深めながら、猫の引取り数及び殺処分数の更なる減少に取り組んでまいります。





令和5年6月12日

市政記者 様

## 飼い主のいない猫への餌やりの届出制について

長崎市では、令和4年7月1日に飼い主のいない猫への餌やりにおける遵守すべき基準を定めていますが、この基準を遵守している給餌者について、基準を遵守していない給餌者との区別を図り、基準を遵守していることを周囲から認識してもらえよう腕章等を貸与する取組みを始めますので、お知らせいたします。

### 1 対象者

長崎市内で飼い主のいない猫に餌やりをしており、長崎市が定める餌やりルールを遵守していると届出を行った個人又は団体

### 2 届出方法

「飼い主のいない猫への給餌等届出書」に必要事項を記入の上、動物愛護管理センターに提出する。

### 3 届出済証

腕章タイプ（75 mm×290 mm）と名札タイプ（55 mm×90 mm）に分かれており、どちらかを選択する。

### 4 届出済証の返還

長崎市の餌やりルールに著しく反して給餌等を行った場合は、届出済証を返還することとなる。

#### 【届出済証】

##### (1) 腕章タイプ



##### (2) 名札タイプ

